

児童扶養手当の制度改正（ひとり親家庭など）

11月1日(金)から児童扶養手当法などの一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

これまで所得が限度額を超えているなどの理由から手当の申請をしていない方は、10月末までに申請すると、11月以降の手当を受給できる場合があります。支給開始は申請した日の翌月からです。遅れずに申請してください。

所得限度額の引き上げ

これまでの所得限度額から全部支給の方は20万円、一部支給の方は16万円引き上げられます。

第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 子ども家庭課（内線2214）

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します

■第4次北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（素案）

内容 市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的、計画的に推進していくための計画の策定について

担当課 市民生活課（〒061-1192住所不要・FAX370-2380・電子メールshimins@city.kitahiroshima.lg.jp・内線2304）

■宿泊税条例の制定に向けた考え方

内容 観光の振興施策に必要な財源として、宿泊施設に宿泊した方に課税する宿泊税（法定外目的税）の導入について

担当課 税務課（〒061-1192住所不要・FAX372-1131・電子メールzeimu@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3711）

■北広島市ゲートパーク（駅西口広場）条例と規則の制定

内容 JR北広島駅西口前に設置するゲートパーク（駅

西口広場）の利用時間や料金などについて
担当課 企画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールkikaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3609）

■北広島市市民交流広場条例と規則の一部改正

内容 市民交流広場の使用申請や使用料納付のオンライン化について

担当課 総務課（〒061-1192住所不要・FAX373-2903・電子メールsoumu@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3317）



提出方法 10月31日までに住所・氏名・電話番号・意見を記入（様式自由）し直接か郵送、ファクス、電子メールで担当課

*内容や結果は担当課と各出張所、団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、中央公民館、夢プラザ、市ホームページでご覧になれます。

きたひろ140年記念事業

◆和田郁次郎展

～きたひろ始まりのものがたり～

和田郁次郎ら広島県人25戸103人が、明治17年に現在の北広島の地に入植して今年で140年になります。まちの基礎が築かれる様子を、エコミュージアムセンターが所蔵する当時の資料などの展示を通じて紹介します。



期間 10月26日(土)～令和7年2月24日(月)

会場 エコミュージアムセンター知新の駅

休館日 月曜(祝日の場合は、直後の平日)

問合せ エコミュージアムセンター知新の駅 (☎373-0188)

◆地域遺産発見！発見の^{こみち}小径を歩く（東部地区編）

和田郁次郎の一村形成の志が見られる場所などを巡ります。

日時 10月19日(土) 9時～12時40分

集合時間・場所 ●9時＝広葉交流センター ●9時10分＝夢プラザ ●9時20分＝JR北広島駅西口

*総合体育館までバスで送迎します。

コース 総合体育館→平和の灯公園→北海道ボールパークFビレッジ(一部)→共栄町3丁目の碑→輪厚川→和田郁次郎邸跡→広島神社→開拓記念公園

*雨天時は、内容を一部変更します。

参加料 300円

持ち物 おやつ・飲み物・帽子・タオル・雨具

*歩きやすい服装と履き慣れた運動靴で来てください。

申込期限 10月16日

先着
30人